平成２５年（フ）第１０４号
長崎県佐世保市松川町10番14号
債務者　野田　俊彦
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
長崎県佐世保市天神５丁目３番22号　金子ハイツＢ－３号、旧住所長崎県佐世保市小佐世保町25番29号
債務者　木村　一臣
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１８６号
長崎県佐世保市三川内本町189番地の２
破産者　玉泉製陶株式会社
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
岐阜県安八郡輪之内町四郷1807番地の１
破産者　株式会社Ｔｒａｆｆｉｃ若松
1　決定年月日　平成25年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第４９２号
沖縄県南城市佐敷字佐敷38番地
破産者　仲弘土建株式会社
1　決定年月日　平成25年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５１２号
亡仲村弘の最後の住所沖縄県南城市佐敷字佐敷38番地
破産者　亡仲村弘相続財産
1　決定年月日　平成25年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２６６５号
札幌市北区北27条西15丁目２番23号　静ハウス203号、住民票上の住所札幌市豊平区中の島２条10丁目６番１―203号
破産者　小玉　明則
1　決定年月日　平成25年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１３号
長野県松本市大字岡田下岡田236番地12
破産者　菅野　　修
1　決定年月日　平成25年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第９２号
宮崎市大字糸原408番地
破産者　日高　和幸
1　決定年月日　平成25年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９３号
宮崎市大字糸原408番地
破産者　日高ゆかり
1　決定年月日　平成25年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１８号
宮崎市清武町今泉甲3676番地24
破産者　成松　裕展
1　決定年月日　平成25年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１９号
宮崎市清武町今泉甲3676番地24
破産者　成松　美香
1　決定年月日　平成25年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４２号
茨城県高萩市東本町４丁目70番地の１
破産者　板橋いそい
1　決定年月日　平成25年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１４３号
茨城県高萩市東本町４丁目70番地の１
破産者　松寿園こと　板橋　良伸
1　決定年月日　平成25年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第４２９号
群馬県高崎市新保町1043番地８
破産者　廣上　和樹
1　決定年月日　平成25年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１３３号
岐阜県大垣市長沢町６丁目１番地　説田ビル２－Ｃ、住民票上の住所岐阜県安八郡安八町中須549番地の６
破産者　若松　一則
1　決定年月日　平成25年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第５４５号
静岡県焼津市小土151番地の１
破産者　水田　浩行
1　決定年月日　平成25年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２４年（フ）第２８６７号
北海道勇払郡厚真町字鹿沼670番地１
破産者　有限会社安愚楽東日本
1　決定年月日　平成25年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３９８号
東京都渋谷区桜丘町４番17号
破産者　ゲストハウス有限会社
1　決定年月日　平成25年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部